

令和4年度近畿農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 令和4年6月6日（月）10:15～10:45

場 所 局長室

出席者 委 員 長：近畿農政局長
幹事委員：近畿農政局次長、総務管理官、総務課長、会計課長、
事業経理官、農村振興部設計課長
委 員：企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、
生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、
統計部調整課長

概 要

- 1 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について
事務局より事案はなかった旨報告。
- 2 令和3年度発注者綱紀保持対策の実施状況について（別添1）
事務局より、令和3年度に行った講習会及び研修等についての報告。
- 3 令和4年度発注者綱紀保持対策の実施計画について（別添2）
事務局より、令和4年度における実施計画についての説明を行い、令和3年度に引き続き、発注者綱紀保持対策についての理解を深めることを目的として、発注者綱紀保持講習会等を実施し、競争参加有資格者へ発注者綱紀保持対策の周知を行い不当な働きかけを受けた場合は公表するなどの方策を承認。

令和 3 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持講習等の開催状況

近畿農政局における発注者綱紀保持講習等については、以下のとおり行った。

講習名	開催日	受講者	摘要（講師）
発注者綱紀保持講習会	8 月 10 日	亀岡中部農地整備事業所 管理監督者、発注担当職員 計 22 名	監査官 監査時の資料配布と公正取引委員会研修動画を各自 PC で視聴
	8 月 18 日	和歌山平野農地防災事業所 管理監督者、発注担当職員 計 32 名	同上
	9 月 2 日	近畿農政局及び管内事務（業）所、各府県拠点 管理監督者、発注担当職員 計 108 名	公正取引委員会 近畿中国四国事務所経済取引指導官(WEB)
	10 月 21 日	淀川水系土地改良調査管理事務所 管理監督者、発注担当職員 計 29 名	監査官 監査時の資料配布と公正取引委員会研修動画を各自 PC で視聴
	10 月 26 日	大阪府拠点 管理監督者、発注担当職員 計 5 名	同上
	11 月 10 日	兵庫県拠点 管理監督者、発注担当職員 計 6 名	同上
	11 月 18 日	南近畿土地改良調査管理事務所 管理監督者、発注担当職員 計 33 名	同上
	11 月 30 日	加古川水系広域農業水利施設総合管理所 管理監督者、発注担当職員 計 18 名	同上
	12 月 15 日	和歌山県拠点 管理監督者、発注担当職員 計 5 名	同上
	12 月 22 日	滋賀県拠点 管理監督者、発注担当職員 計 2 名	同上

e ラーニング研修	11 月 15 日 ） 12 月 24 日	全職員（官房予算課で農林水産省全職員に対して実施） 計 1, 1 2 5 名	
情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	2 月 24 日 ） 3 月 4 日	・ 農業農村整備事業に携わる発注担当職員、 ・ 農業農村整備事業に携わる令和 3 年度退職予定職員 ・ 近畿農政局本局在籍の農業土木系職員 計 2 5 9 名	農村振興部設計課担当者及び総務課担当者（録画の視聴）
退職者前研修	4 月 1 日 ） 3 月 31 日	退職予定者 計 5 1 名	人事担当者、監査官

（講習項目）

- 1 発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等について
- 2 コンプライアンスについて
- 3 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施

2 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知状況

令和 3 年度近畿農政局発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針に基づく競争参加有資格者への周知状況は次のとおりである。

（1）近畿農政局ホームページに、発注者綱紀保持への取組状況の掲載を行った

- ① 近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ② 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③ 発注者綱紀保持委員会規則
- ④ 近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ⑤ 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」

（2）入札公告の掲載

本局、事業（務）所及び拠点において入札公告に掲載（下記（注））を行った。

（3）発注窓口の掲示

本局、事業（務）所及び拠点において掲示（下記（注））を行った。

（4）対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」の備付け

本局、事業（務）所及び拠点において備付けを行った。

（注）入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は以下のとおりである。

- ① 農林水産省において発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ② 第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。

(別添 2)

令和 4 年度発注者綱紀保持対策の実施計画について

1 発注者綱紀保持講習等の実施について

近畿農政局における発注者綱紀保持講習等については、以下のとおり計画する。

講習名	開催予定月	受講者	摘要（講師）
発注者綱紀保持講習会	6 月	近畿農政局及び管内事務（業）所、各府県拠点 管理監督者、発注担当職員	公正取引委員会 近畿中国四国事務所
	7 月	淀川水系土地改良調査管理事務所 管理監督者、発注担当職員	監査官
		奈良県拠点 管理監督者、発注担当職員	監査官
		湖東平野農業水利事業所 管理監督者、発注担当職員	監査官
	8 月	和歌山県拠点 管理監督者、発注担当職員	監査官
	9 月	亀岡中部農地整備事業所 管理監督者、発注担当職員	監査官
	10 月	土地改良技術事務所 管理監督者、発注担当職員	監査官
	11 月	和歌山平野農地防災事業所 管理監督者、発注担当職員	監査官
		東条川二期農業水利事業所 管理監督者、発注担当職員	監査官
e ラーニング研修	11 月	全職員（官房予算課で農林水産省全職員に対して実施）	
退職者前研修	随時	退職予定職員（管理監督者又は発注担当職員か否かに関わらず実施）	人事担当者、監査官
※講習未受講の事業（務）所発注事務担当管理監督者及び発注事務担当職員に対して、発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及びDVD聴講を実施する。			

(講習項目)

- 1 発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等について
- 2 コンプライアンスについて
- 3 講習受講者については、発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施する

2 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和3年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 近畿農政局ホームページに、発注者綱紀保持への取組状況について掲載する

- ①近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ⑤対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」

(2) 入札公告の掲載

本局、事業(務)所及び拠点において入札公告に掲載(下記(注))を行う。

(3) 発注窓口の掲示状況

本局、事業(務)所及び拠点において掲示(下記(注))を行う。

(4) 対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へお知らせ」の備付け

本局、事業(務)所及び拠点において備付けを行う。

(注)入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は以下のとおりである。

- ① 農林水産省において発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ② 第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。